

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗客を乗せて走行中、当該乗客にナイフで首を切りつけられ、運転席から逃げようとしたところ、揉み合いとなり、車両を奪われ、走行する車両に引きずられて負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「頸部切創、右手挫創、両手掌挫傷、両踵部挫傷」と診断された後、D病院に転医し、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、本件災害による恐怖心等から精神的に不安定な状態になったとして、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「外傷後ストレス障害」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 4 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当するものと認め、既に支給している障害等級第14級に応ずる額を控除して支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。また、障害等級第9級に相当する額から同第14級に相当する額を差し引いて支給することは妥当であるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医学的意見等からみて、左頸部から後頸部にかけての醜状障害及び脳の器質的損傷を伴わない精神障害（以下「非器質性精神障害」という。）であると認められる。

(2) 治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、認定基準に基づき、上記（1）の各残存障害について検討する。

ア 請求人の左頸部から後頸部にかけての醜状障害の状態及び程度について、D病院のF医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、左頸部切創等が残っている旨述べているところ、労働基準監督署職員が作成した傷病部位表示図及び同署職員が撮影した請求人の頸部写真によると、左頸部に長さ約〇cm、最大幅約〇mmの線状痕がある旨記載されていることから、「男性の外貌に醜状を残すもの」と認められ、障害等級第14級の10に該当するものと判

断する。

この点について、請求人は、当該醜状障害は障害等級第12級の14に該当する旨主張している。確かに、醜状障害については、平成〇年〇月〇日に認定基準が改正され、「外貌に醜状を残すもの」に対する障害等級は第12級の14とされたが、請求人の醜状障害に係る障害補償給付の支給事由が生じたのは平成〇年〇月〇日であり、また、同給付の支給決定がされたのは平成〇年〇月〇日であって、改正後の認定基準は、改正に伴う経過措置を含め、請求人の当該障害には適用されないから、その主張を採用することはできない。

イ 請求人の非器質性精神障害の状態及び程度について、E病院のG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は就労しておらず、その就労意欲の状態について、集中困難、外出への不安、運転への恐怖心から意欲低下と判断し、能力低下の状態については、「身辺日常生活」など5項目を「時に助言・援助が必要」とし、「他人との意思伝達」など3項目を「しばしば助言・援助が必要」と判断している。

そうすると、請求人は、就労意欲の低下により就労しておらず、身辺日常生活について、時に助言・援助を必要とする程度の障害が残存しているものと認められるから、障害等級第9級の7の2に該当するものと判断する。

(3) 以上からすると、請求人には、障害等級第14級の10に該当する障害と障害等級第9級の7の2に該当する障害の2つが残存することになるが、これらの障害に係る障害補償給付の支給事由が生じた日は異なっているものの、いずれの障害も本件災害を原因として生じたものであり、障害等級に該当する障害が2つ以上ある場合に該当するから、これらの障害を併合し、請求人に残存する障害は障害等級併合第9級となるものと判断する。

なお、請求人は、障害等級第9級に相当する額から同第14級に相当する額を差し引いて支給することに納得できない旨主張しているが、障害等級併合第9級に相当する額のうち、障害等級第14級に相当する額は既に支給されているから、これを控除し、その差額分を支給することは妥当であって、その主張には理由はなく、これを採用することはできない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。